



金融商品取引業

井上投資コンサルタント事務所様

電話 052(452)0571
フリーダイヤル
0120-43-2814(シサン・ファスト・シ顧問)

代表
井上 雅文

〒453-0014
名古屋市中村区則武2丁目3番2号
サン・オフィス名古屋959号



井上雅文代表

低金利を嘆かず 投資を有利に進める

一、当事務所について



「井上投資コンサルタント事務所」は1987年に創業し、今まで約30年間、当初は証券投資顧問業として登録、その後の法律改正で金融商品取引業・投資助言業となり、投資助言業・東海財務局長(金商)第31号として登録し、営業しています。
おもに個人投資家等に有価証券など特に株式の助言を中心にアドバイスしてきました。すでに創業して30年目で、やや老舗の部類 に入るような段階になっています。

二、投資助言業について

個人投資家・法人に助言を行うものとして投資助言業がありますが、残念ながらそれほど多くは存在しません。なかには投機的な売買を助言する業者もあり、中長期の投資の助言を行うとする業者は、ほとんど見かけないのが現状です。経営者の方々や資産家・専門家のもとには、時々あやしいな金融商品や、得体のしれない海外の金融商品や業者などの話が持ちこまれることもあるかと思えます。
そのさい注意すべき点は、銀行や証券会社などをのぞくと、価格変動商品を取り扱うには、この「投資助言業としての登録」が必要になる点です。

ポイントは投資助言業に登録しているかどうかが重要で、管轄の財務局長名と登録番号を説明書類に記載しているかどうかで、チェックできます。ネット上などで、未登録の業者が派手に宣伝していたりしますので、この点のチェックがまず必要となります。

三、長期投資は「貯株」(ちょかぶ)

投資顧問法ができてほぼ30年経過して、その間単元株制度が導入され、売買単位の引き下げが容易になりました。今では一流企業の株でも10万円以内で買える銘柄がたくさんあります。またミニ株などで少額でも株が買えるしくみも整いました。さらに株式の利回りは現在では2%程度に回り、株式利回りが預貯金よりもはるかに高い状態が長く続いています。株は投資家に近づいてきているのです。こういう時代は低金利を嘆くのではなく、投資を有利に進める絶好のチャンスです。



「貯株」(ちょかぶ)は当事務所推奨の長期投資のためのオリジナルな投資法です。
詳細は「井上投資コンサルタント事務所」か「貯株」を検索して、ご覧ください。

昨今の人手不足は我々中小企業にとつてとりわけ顕著であり、在留資格「技能実習」は、本来の国際貢献のための制度というより、人材不足を補うとともに、日本人の雇用を奪う、定住化する、との問題も生じない為、企業にとつては大変都合の良い制度として捉えられているのが現実です。また現に外国人側も多くは出稼ぎを目的としているという現実もあります。ただしこの制度は日本の労働力として生かすものではないため、本来趣旨の国際貢献と現実の労働力補てんの二面性があるこの制度を維持していくためには、建前である途上国の人材育成に貢献する必要がある、日本における技能実習生の人権確保と帰国後の就労支援が大きな課題となっています。

次期国会で上程される現在74職種技能実習に介護職を加えるかの議論も含め、監理団体としての我々組合としても本事業開始以来、その方策について送出国における日本語教育センターの設置等々、検討を重ねているところです。

又、実習生受入職種に該当しない単純労働者の人材不足に悩む事業所にとつては現況において対応策がなく企業の存続に係る大きな問題になっています。隣国韓国では二国間契約により単純労働者の受け入れ制度を整備し、台湾も含め東南アジアにおいての人材確保で日本より数歩先を進んでいます。ただしそれに伴うリスクが増加するものも必然です。それらを含め今後ますます少子高齢化が進み労働力不足が深刻になっていく日本においての外国人の受け入れ制度には、日本の経済を支える中小企業団体として議論を深めていく必要性を強く感じざるを得ません。

組合員の皆様には、この問題に積極的に取り組み、組合員事業所の事業の継続発展と組合事業の遂行のために、組合活動へのご参加とご協力を心からお願い申し上げます。

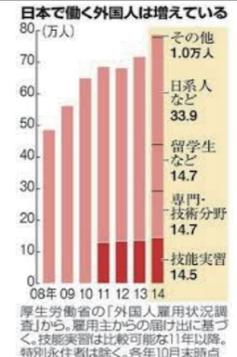
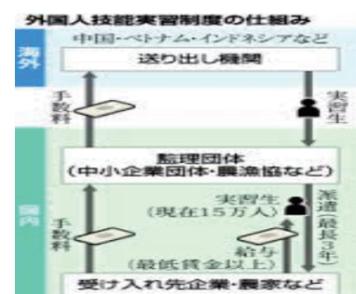
理事長 鹿島均

中小企業における外国人技能実習制度の活用



日本経済新聞8月11日朝刊
第一面 ヘッドライン
外国人材働く環境整備

向上心旺盛な若人の受入れによる企業内活性化
技能支援・国際貢献、ビジネスの維持及び拡大



Contents

2面 職場の教養 倫理研究所 9月号
心遣いと身嗜み(みだしなみ)
マイナンバー関係改正 Q&A
マイナンバーを記載する書類が見直された
ASK セミナー
2016 秋の集中講座

3面 古い抵当権を抹消する方法 第2回 司法書士 林 清忠
世界一わかりやすい MBA 入門講座 <マーケティング> 2~ トム・ゴーマン著 総合法令出版

4面 新組合員様紹介 井上投資コンサルタント様
低金利を嘆かず 投資を有利に進める
中小企業における外国人技能実習制度の活用
理事長 鹿島均



「あべのハルカス」2014年 大阪市

Information 神無月 かなづき

日の暮れが早くなり秋が深まるころ、夜が長い「夜長月(よながつき)」や秋雨が降る「長雨月(ながめづき)」が略されたと云われます。台風襲来、秋の長雨と天候が変わりやすい頃、月初めは残暑が残りますが秋分を迎えると春よりも夜が長く秋が深まります。第三日曜日の「敬老の日」は高齢者を敬愛し長寿をお祝いします。

○国税

- 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)10月31日
- 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間報告(年3回の場合)10月31日
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月17日

○地方税

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日

○労務

- 労働者私傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労災の年金受給者の定期報告(7月~12月生まれ)10月31日
- 労働保険料第2期分の納付 10月31日(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)